

防衛医科大学校達第2号

防衛医科大学校感染性廃棄物処理規則を次のように定める。

平成6年7月15日

防衛医科大学校長 間 宮 群 二

防衛医科大学校感染性廃棄物処理規則

改正 平成11年 3月25日達第 1号
平成14年 2月27日達第 1号
平成29年 3月30日達第 3号
平成31年 3月26日達第 2号
令和 5年 6月30日達第 3号

(通則)

第1条 防衛医科大学校において排出される感染性廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）及び感染性廃棄物の適正処理について（平成4年8月13日厚生省生活衛生局水道環境部長通知）に定めるもののほか、この達の定めるところによる。

(定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 法で定める、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚でい、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいう。
- (2) 感染性廃棄物 大学校及び病院から発生し、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。

(感染性廃棄物の範囲)

第3条 感染性廃棄物は、大学校及び病院から発生する廃棄物で病原微生物により感染症を生じるおそれのあるもので、その範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 血液、血清、血しょう及び体液（精液を含む。）並びに血液製剤（以下「血液等」という。）
- (2) 手術等に伴って発生する病理廃棄物
- (3) 血液等が付着した鋭利なもの
- (4) 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの
- (5) その他血液等が付着したもの
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び結核予防法等

に規定されている疾患等により患した患者等から発生したもの若しくはこれらが付着した又はそのおそれのあるもので第1号から第5号までに該当しないもの
(特別管理産業廃棄物管理責任者)

第4条 法第12条の2第4項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者(以下「管理責任者」という。)は、病院長をもって充てる。

2 管理責任者は、大学校及び病院から排出される感染性廃棄物を適正に処理するために、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 感染性廃棄物の種類及び発生量を把握し、これに基づく年度の処理計画書の作成に関すること。
- (2) 医師、看護師その他関係職員並びに収集又は運搬等の委託を受けた業者に対するこの達等に定める感染性廃棄物の処理要領の周知、徹底に関すること。
- (3) 感染性廃棄物の処理が適正に行われているかを常に把握し、処理に関する記録の作成に関すること。
- (4) 関係行政機関への届出及び報告に関すること。

(特別管理産業廃棄物管理責任補助者)

第5条 管理責任者を補佐するために、特別管理産業廃棄物管理責任補助者(以下「管理責任補助者」という。)を置き、事務局企画部管理施設課長(以下「管理施設課長」という。)及び病院事務部病院運営課長(以下「病院運営課長」という。)をもって充てる。

2 管理施設課長は大学校地区、病院運営課長は病院地区について管理責任者の行う職務を補佐するとともに、感染性廃棄物の保管を適正に管理し、感染性廃棄物による事故の防止に努めるものとする。

(処理計画書の作成)

第6条 第4条第2項第1号に規定する処理計画書には、次の各号に掲げる事項を示すものとする。

- (1) 感染性廃棄物の処理の概要に関する事項
- (2) 緊急時の連絡態勢に関する事項
- (3) 保管に関する事項
- (4) 収集、運搬に関する事項
- (5) 契約書の写
- (6) 許可証の写
- (7) 大学校及び病院における医療廃棄物の処理要領

(分別)

第7条 感染性廃棄物は、他の廃棄物と分別して排出するものとする。

(梱包)

第8条 感染性廃棄物の梱包は、備付けの容器により行うものとする。なお、液状又は泥状のものは、廃液等が漏洩しない容器等に密閉してから梱包容器に収納するなど、

運搬途中で内容物が飛散、流出するおそれがないよう必要な措置を講じるものとする。

- 2 梱包容器の設置場所は、感染性廃棄物の発生場所とする。
- 3 梱包容器に入った感染性廃棄物を他の梱包容器に移し替えることは、飛散、流出のおそれが生じるので、できるかぎり行わないこととする。
- 4 感染性廃棄物を入れた梱包容器は、密閉した後は焼却滅菌を行うまで、開封してはならない。

(梱包容器の表示)

第9条 感染性廃棄物を梱包した容器は、下図の標識を付するものとし、標識は、梱包する感染性廃棄物の区分に従い色分けするものとする。

標 識



標識の色区分

- (1) 赤色 液状または泥状のもの（血液等）
- (2) 橙色 固形状のもの（血液等が付着したガーゼ等）
- (3) 黄色 鋭利なもの（注射針等）又は第1号、第2号及び第3号の全部又は一部を混合したもの

(保管管理)

第10条 管理責任補助者は、次の各号に定めるところにより感染性廃棄物の保管管理を行わなければならない。

- (1) 保管は極力短期間とすること。
- (2) 感染性廃棄物は、他の廃棄物と区別して保管すること。
- (3) 保管場所は、関係者以外立ち入れないように配慮し、盗難のおそれがないよう施錠する等の措置を講じること。
- (4) 保管場所には、感染性廃棄物の存在を示す表示及び取扱いについての注意事項を表示すること。

(委託契約等)

第11条 感染性廃棄物の処理を業者に委託する場合は、感染性廃棄物の収集・運搬及び処分について、それぞれ収集・運搬の許可をもった産業廃棄物処理業者及び中間処理（焼却等）業の許可をもった産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）に

処理を委託しなければならない。

2 委託契約を締結する際は、あらかじめ処理業者に許可証等の写しを提出させ、委託する内容を、次の各号に掲げる項目について確認するものとする。

(1) 業の区分（収集・運搬業、処分業）

(2) 取り扱うことのできる廃棄物の種類（許可品目に「感染性産業廃棄物」が含まれていること。）

(3) 許可の条件（作業時間等）

(4) 許可期限

(5) 処理施設の種類及び処理能力

3 委託した業者に感染性廃棄物を引き渡す際には、廃棄物の種類、量、性状及び取扱い方法等を記載した特別管理産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付するものとする。

4 管理責任補助者は、感染性廃棄物が適正に処理されたか否かを処理業者から返送されるマニフェストにより確認するものとする。

（事務）

第12条 感染性廃棄物の処理のための事務は、企画部管理施設課において行う。

附 則

この達は、平成6年7月15日から施行する。

附 則

この達は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

この達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和5年7月 日から施行する。